

～静岡県建設業許可申請書等閲覧所の予約方法について～

記

- 閲覧方法：事前予約による時間帯ごとの入れ替え制をとります。
予約した閲覧時間に御来室いただき、閲覧所内にある予約簿に閲覧開始時間を御記入ください。
閲覧が終了しましたら、予約簿に閲覧終了時間を記入し、退出してください。

- 予約時間帯：閲覧時間帯を下表のとおり4分割します。

閲覧時間帯	①	午前9時～午前10時20分
	②	午前10時40分～午前12時
	③	午後1時～午後2時20分
	④	午後2時40分～午後4時

- ※ 同じ日に予約できるのは、一人一コマまでです。
※ 各時間帯の空き時間は、入れ替えの準備及び書類整理等を行います。

- 予約者数：同じ時間帯の予約者数は、最大5名までです。

- 予約方法：建設業課許可班に、お電話等で「お名前、閲覧日及び閲覧する時間帯」を伝え御予約してください（建設業課窓口でも予約を受付けます。）。

- ※ 申込者本人1人につき、予約は1人のみ受付けます。（1人で複数人の予約はできません。）**
※ 翌日（翌開庁日）閲覧のみ予約可能です。
※ 改正後の予約は、令和3年11月19日（金）（令和3年11月22日（月）予約分）から受付けます。

担 当：交通基盤部建設経済局建設業課許可班
住 所：静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁本館2階
T E L：054-221-3058
メー ル：kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp

【新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策】 建設業許可申請書等閲覧所の予約方法の変更について

(静岡県交通基盤部建設業課)

令和3年11月22日(月)予約分から、閲覧所の予約方法が変わります。

現在の予約方法は、令和3年11月5日(金)(令和3年11月19日(金)予約分)を持って終了します。

閲覧所の予約がなかなか取れないとの御指摘を多くの利用者からいただきましたので、令和3年11月22日(月)予約分から、閲覧所の予約方法を次の通り変更することといたしました。

そのため、現在の予約方法は、令和3年11月5日(金)(令和3年11月19日(金)予約分)をもって終了させていただきます。

区 分	変更前	変更後
予約できる人数	複数可	本人1人のみ
予約できる日	当日～2週間先	当日～翌日

新たな予約方法は、令和3年11月19日(金)に、令和3年11月22日(月)の予約分から開始いたします。

皆様におかれましては、別趣旨を御理解いただき、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。